

特定健康診査・特定保健指導のご案内

公立学校共済組合では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになったセット券（以下、「セット券」という。）を利用すると、無料で特定健康診査や特定保健指導を受けることができます。

セット券は6月下旬頃に所属宛て送付します。対象者は特定健康診査や特定保健指導を受診して、健康づくりにお役立てください！

◎対象者

以下のすべてに当てはまる者

- ・今年度末現在、40～74歳の組合員である。
- ・今年度一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）である。
- ・今年度、職場で実施する定期健康診断の対象外である。
- ・今年度、公立学校共済組合の人間ドック事業の承認者でない。
- ・今年度の1月末日までに特定健康診査を受診することができる。



◎注意事項

職場で実施する定期健康診断の対象となる場合は、特定健康診査より職場の定期健康診断が優先されますので、職場の定期健康診断を受診してください。不要となったセット券は返却不要です（各自で廃棄してください）。

1 特定健康診査について

(1) 概要

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病を中心とした疾病を重視する観点から、糖尿病等の生活習慣病に関する健診を行うことをいい、特定保健指導の対象者となるか判断することを目的としています。

(2) 検査項目

腹囲測定、身体計測、検尿、採血、血圧測定、問診

※医師が必要と判断した場合には、この他に貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査が行われることがあります。

2 特定保健指導について

(1) 概要

特定健康診査の健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要と判断された方に対して医師、保健師または管理栄養士が保健指導を実施することをいいます。

3 セット券について

(1) 40歳～74歳の被扶養者のセット券について

前年度より引き続き被扶養者資格がある方は6月下旬頃に、今年度より新たに被扶養者資格を取得される方は被扶養者認定後順次、組合員所属宛て送付します。

(2) 公立学校共済組合新潟支部の組合員ではなくなった場合の取り扱い

セット券は利用できません。セット券は各自で廃棄してください。